



令和7年度利用保留中の方や、利用中で転園希望の方も、改めて令和8年度の申請が必要です。横浜市版の利用案内もあわせてよくお読みいただき、ご申請ください。

## I 利用申請・締切日について (「令和8年度横浜市保育所等利用案内」(以下、「利用案内」)P12、13 参照)

### 【4月一次利用申請】

申請方法は、認定・利用調整事務センターへの郵送申請または  
オンライン申請のみです。窓口での申請受付はできません。

※窓口申請の対象となる方については、裏面及び「利用案内」P12を確認してください。

受付期間	<b>令和7年10月10日(金)～11月6日(木) 消印有効</b>  ●希望園の追加・順位変更や不足書類のみ <u>令和7年11月28日(金) 消印有効</u> まで追加提出を受け付けます。給付認定申請書、利用申請書(保育所等用)は、必ず11月6日(木)までに提出してください。不足書類として後日提出しても、二次利用調整からの対象となります。
申請方法	●郵送の場合の宛先 〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター(住所不要) ●申請書類一式(「利用案内」P16～19)を利用案内が入っていた専用封筒に入れてご提出ください。 ●オンライン申請の場合は、「利用案内」P13に掲載されている横浜市ウェブサイトを確認してください。 ●「個別に支援を必要とするお子さんの保育」、「横浜市外への転出予定はないが横浜市外の保育所等の利用」を希望する方は、鶴見区こども家庭支援課への申請が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

### 【4月二次利用申請】

受付期間	<b>令和8年1月6日(火)～2月10日(火) 必着</b>  ●希望園の追加・順位変更や不足書類についても、 <u>令和8年2月10日(火)必着</u> でご提出ください。
申請方法	●申請書類一式を、 <u>郵送</u> または鶴見区こども家庭支援課窓口(3階4番)へご提出ください。 窓口の受付時間は、平日(月～金曜日)の8:45～17:00です。 <u>土曜開庁日は受付できません。</u> ●郵送の場合の宛先 〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 鶴見区こども家庭支援課 令和8年度 保育所等利用申込担当 ●オンライン申請の場合は、「利用案内」P13に掲載されている横浜市ウェブサイトを確認してください。

### ⚠ 全体の注意事項 ⚠

- 締切日直前は申請が集中し、書類の審査および不足書類の連絡に時間をおこしますので、お早めにご提出ください。
- 郵送の場合、書類の到達確認は困難なため、不安な方は簡易書留等をご利用ください。また、提出された書類は返却できません。申請書類一式は必ず申請前にご自身でコピーをとるようお願いします。
- オンライン申請の場合、締切日の23時59分までの送信分が有効ですが、通信障害等の責任は負いかねますので、余裕をもって申請してください。また、申請の際には、申請データの控えをダウンロードしてください。
- 認可保育所等の利用決定を辞退された場合は、申請全てが無効になります。利用決定された施設以外の施設への利用をご希望の場合は、再度申請が必要です。
- 4月の一次利用決定を辞退された場合、二次利用申請はできず(※)、5月以降の利用申請となります。

※ きょうだい同一施設・事業の利用を希望する場合や転居の場合を除く

## 2 利用調整結果について(予定) (「利用案内」P20 参照)

一次利用申請	令和8年1月26日(月) 発送開始予定 ●届かない場合の電話でのお問合せは1月29日(木)からお受けします。
二次利用申請	令和8年3月9日(月) 発送開始予定 ●届かない場合の電話でのお問合せは3月12日(木)からお受けします。

## 3 横浜市外への転出予定はないが、横浜市外の保育所等の利用を希望する方 (「利用案内」P14 参照)

あらかじめ希望先の保育所等のある市区町村に利用要件や必要書類、申請締切日を確認のうえ、遅くとも該当市町村の申請締切日の一週間程度前までに鶴見区こども家庭支援課の窓口(3階4番)へ書類をご提出ください。オンライン・郵送による申請はできません。また、土曜開庁日は受付できません。余裕をもってご申請ください。

※利用開始日の前日までに横浜市外へ転出する予定がある場合は、転出先の市区町村へ直接申請してください。

## 4 市外から横浜市鶴見区の保育所等の利用を希望する方 (市外の保育所等との併願も含む) (「利用案内」P14 参照)

利用開始日の前日までに横浜市に転入する予定がある場合は、遅くとも横浜市の申請締切日の一週間程度前までに、転入予定の区の区役所こども家庭支援課の窓口または郵送で、申請書類一式をご提出ください。

ただし、申請締切日(4月一次申請は不足不備締切日)までに「利用開始日の前日までに横浜市に転入することが分かる書類」を提出できる場合に限ります。書類を提出できない場合や横浜市に転入予定がない場合は、4月申請は市外在住者として二次利用調整からの対象となり、申請時点でお住まいの市区町村を通しての申請となります。

## 5 個別に支援を必要とするお子さんの保育を希望する方 (「利用案内」P4 参照)

障害や重い食物アレルギー、発育・発達の遅れなどその他気になることがあるお子さんや、医療的ケアを必要とするお子さんの申請にあたっては、申請に先立って事前相談が必要です。鶴見区こども家庭支援課まで電話予約(045-510-1839)の上、お早めにご相談ください。

また、必ずお子さんを連れて利用を希望する保育所等を見学していただきますようお願いします。

## 6 出生前に申請できる方 (締切日後に出産予定の方) (「利用案内」P13 参照)

受付期間	«仮申請» 令和7年10月10日(金)~11月6日(木) 消印有効 «正式申請» 令和7年10月10日(金)~令和8年2月10日(火) 必着
申請方法	●申請書類一式を、 <u>郵送</u> または鶴見区こども家庭支援課窓口(3階4番)へご提出ください。 ●郵送の場合の宛先 〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 鶴見区こども家庭支援課 令和8年度 保育所等利用申込担当 ●オンライン申請の場合は、「利用案内」P13に掲載されている横浜市ウェブサイトを確認してください。
注意事項	●令和8年4月1日から保育所等の利用ができるのは、令和8年4月1日時点で <u>生後57日</u> に到達している場合(令和8年2月3日(火)までに出産された場合)となります。 ●令和8年4月1日時点で生後57日に到達する可能性がある場合は、仮申請することができます。 ※分娩(出産)予定日より出産日が早まる可能性がある場合も、仮申請はすることができます。 ●仮申請の際は、申請書類の児童名・生年月日は空欄にして、母子健康手帳の表紙と分娩(出産)予定日が確認できるページ(横浜市の場合はP4)のコピーを添付してご提出ください。 ●一次利用調整の対象となるのは、令和8年2月3日(火)までに出産され、出生後2月10日(火)(必着)までに改めて正式申請をしていただいた場合となります。正式申請が期日までにない場合は、 <u>利用調整の対象となりません</u> 。正式申請を鶴見区で受理した後に、利用調整結果を送付します。

書類の書き方、受付の日程など一般的なご質問はこちらまで

<お問合せ専用ダイヤル>



☎ 045-664-2607 (8:00~20:00(土日祝日も対応))

令和8年1月25日(日)まで (令和7年12月29日(月)~令和8年1月3日(土)は除く)